

横須賀地区における地震・津波対策編

1 目的

本編は、横須賀地区海上災害等対策協議会（以下「海災協」）地震・津波対策部会規約第5条の規定に基づき、横須賀港における地震・津波対策、特に船舶の対応について必要な事項を定めておくことにより、「大津波警報・津波警報・津波注意報」及び「東海地震に関する情報」が発表された場合において、港内における迅速な人命及び財産の保護並びに船舶交通の安全確保を図ることを目的とする。

2 情報伝達

(1) 部会長は、「大津波警報・津波警報・津波注意報」又は「東海地震に関する情報」を入手した場合は、以下の方法により会員機関に伝達する。

- イ 海災協連絡系統（電話・FAX・メール）
- ロ インターネット（横須賀海上保安部ホームページ）
- ハ 巡視船艇・航空機等による広報（横断幕・拡声器・電光表示装置等）

(2) その他の伝達方法（入手方法）

- イ テレビ、ラジオ放送
- ロ 横浜ほあん又は東京マーチスからの国際VHF（ch16, 12, 14）
- ハ 東京マーチスからのAIS情報
- ニ 防災行政無線

3 会員機関が取るべき措置

【事前措置】

(1) 船舶への事前周知

港湾等管理者（係留施設等管理者）、船舶運航者、代理店、造船所、漁協及びマリーナ等の会員機関（以後「関係会員機関」）は、横須賀港に出入港又は在泊する船舶（以後「関係船舶」）に対し、本要領に基づいて船舶が取るべき措置について、適切な方法により周知徹底を図るものとする。

(2) 「大津波警報・津波警報・津波注意報」及び「東海地震に関する情報」等の入手経路及び関係船舶への伝達方法の確認

関係会員機関は、「大津波警報・津波警報・津波注意報」及び「東海地震

に関する情報」の迅速な入手経路及び関係船舶への伝達方法について、予め、確認を行っておくものとする。

(3) 陸上避難場所の確保

関係会員機関は、関係船舶の乗組員等の陸上避難に備え、予め、陸上避難場所となり得る施設等を選定し、関係船舶に対し、周知しておくものとする。

(4) 避難に関する確認の実施

関係会員機関は、関係船舶が入港した時は、毎回、津波等が発生した場合の避難基準、手順及び役割分担等の確認を行い、不測の事態に備えるものとする。

また、この場合において、避難を速やかに行うため、現場において船舶等の避難の決定を行う者を明確にしておくものとする。

【関連情報入手後の措置】

(5) 「大津波警報・津波警報・津波注意報」又は「東海地震に関連する情報」を入手した場合

関係会員機関は、気象庁が定める津波予報区の東京湾内域及び相模湾・三浦半島に係る「大津波警報・津波警報・津波注意報」又は「東海地震に関連する情報」を入手した場合、直ちに、関係船舶に伝達するとともに、関係船舶に対し、速やかに、当該予報又は情報の内容、津波到達までの時間的余裕、船舶の大きさ・種類等に応じて、別添1「地震・津波に対する船舶対応要領一覧表」を考慮して、対策を講じさせるものとする。

(別添2、3参照)

(6) 避難勧告等を入手した場合

関係会員機関は、避難勧告等を入手した場合、直ちに、関係船舶に伝達するとともに、関係船舶に対し、速やかに、当該勧告等に従った措置を講じさせるものとする。

(7) 大規模な地震を認知した場合

関係会員機関は、大規模な地震を認知した場合、「大津波警報・津波警報・津波注意報」等の収集に努めるものとし、収集した情報を適時適切に関係船舶に伝達するとともに、関係船舶に対し、自ら「大津波警報・津波警報・津波注意報」等の収集に努めさせるものとする。

また、船舶等は、認知した地震等が別表「地震・津波に対する船舶対応

要領一覧表」による警戒体制の基準に該当すると判断した場合は、直ちに船舶の執るべき措置を講じるものとする。

【事後措置】

(8) 津波到達後の被害状況調査

関係会員機関は、津波到達の後、最終的に「大津波警報・津波警報・津波注意報」又は「東海地震に関連する情報」が解除され、津波による被害の恐れがなくなった場合において、関係船舶及び係留施設の被害状況、船舶の離着岸の可否、周辺水域の安全等について調査したときは、その結果を部会長に通報するものとする。

4 避難勧告等

(1) 避難勧告等の伝達

部会長は、避難勧告の発出がなされた場合、海災協連絡系統及びインターネット（横須賀海上保安部ホームページ）等により、可能な限り速やかに関係会員機関伝達する。

(2) 避難勧告等の内容

- イ 「大津波警報・津波警報・津波注意報」又は「東海地震に関連する情報」の気象庁発表時刻
- ロ 津波予報区の名称（「大津波警報・津波警報・津波注意報」に限る。）
- ハ 発表された「大津波警報・津波警報・津波注意報」又は「東海地震に関連する情報」の名称
- ニ 船舶が取るべき措置
- ホ その他必要事項

【避難勧告等の例文】

津波注意報が発表された場合

（津波注意情報）

＊＊時＊＊分、東京湾内湾及び相模湾・三浦半島に津波注意報が発表されたことから、港内在泊船舶は、津波被害防止策を講じるとともに、今後の情報に十分注意すること。

大津波警報・津波警報が発表された場合

(津波避難勧告)

※※時※※分、東京湾内湾及び相模湾・三浦半島に大津波警報・津波警報が発表されたことから、港内在泊船舶は、港外の安全な場所に避難すること。避難できない船舶にあつては、係留強化等必要な安全対策を講じること。なお、避難、係留強化等は時間的に余裕のある場合のみ行うこと。

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

(東海地震に関連する調査情報（臨時）)

※※時※※分、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたことから、港内在泊船舶は、今後の情報に十分注意すること。

東海地震注意情報が発表された場合

(東海地震注意情報)

※※時※※分、東海地震注意情報が発表されたことから、港内在泊船舶は、避難準備態勢を講じるとともに、今後の情報に十分注意すること。

東海地震予知情報が発表された場合

(東海地震避難勧告)

※※時※※分、東海地震予知情報が発表されたことから、港内在泊船舶は、港外の安全な場所に避難すること。避難できない船舶にあつては、係留強化等必要な安全対策を講じること。なお、避難、係留強化等は時間的に余裕のある場合のみ行うこと。

(3) 避難勧告等解除の伝達

部会長は、避難勧告等が解除された場合、海災協連絡系統及びインターネット（横須賀海上保安部ホームページ）等により関係会員機関に伝達する。

5 その他

(1) マニュアルの改定

マニュアルは、横須賀港に係る新たな地震・津波被害シミュレーションや

地震・津波ハザードマップが示された機会等をとらえて、適宜、必要な改定を行うものとする。

(2) 伝達訓練

原則として毎年1回、地震・津波に関する情報及び避難勧告等の伝達訓練を実施するものとする。

以上